

令和3年11月2日

会 員 各位

村 山 市 商 工 会

**山形県<飲食業関連家賃等緊急支援事業>  
<テイクアウト・デリバリー等支援事業>のお知らせ**

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

標記、山形県の支援事業についてお知らせいたします。

なお、詳細は、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」をご確認ください。

支援事業特設サイト <https://yamagata-insyoku-shien.jp>

## ◆新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ◆

### 山形県飲食業関連家賃等緊急支援事業のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、飲食店への客足が止まり、飲食店だけでなく関連する飲食料品卸売業や運輸代行業等にも大きな影響が出ています。これらの事業者に対し、家賃等の固定経費に対する支援金を給付し事業の継続を応援いたします。

#### 対象事業者

- 県内において飲食店や飲食料品卸売業者、貸おしほり業、運輸代行業を中心とする事業として営む中小法人・個人事業主(その住所が県内にある者)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少している者
- 支援金の受給後も事業を継続する意思があること

※新規創業者の売上比較方法等は裏面をご覧ください。

#### 給付上限額

※1事業者あたり

- (1) 法人 40万円 (2)個人事業主 20万円

#### 対象経費

- 令和3年7月から9月までの間に負担した家賃・地代、リース料、自動車保険料(損害賠償責任)等の固定経費

※対象経費の詳細は交付要綱をご覧ください。

#### 必要書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少していることが証明できるものの写し
- ③ 補助対象となる固定経費の契約書等(不動産賃貸借契約書・リース契約書等)
- ④ 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し(領収書等)
- ⑤ その他、事務局が求める書類

※必要書類の詳細は交付要綱をご覧ください。

#### お問い合わせ先

山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター

電話番号 0570-078-010

[受付時間]午前9:00～午後5:00(土・日・祝日除く)

## 新規創業者の売上比較方法

- 令和2年9月2日から令和3年8月1日までの期間中に創業した事業者の売上比較は以下のとおりとなります。

### (要件)

- ・ 「令和3年7月・8月・9月のいずれかの売上」が、「売上比較対象月(令和2年10月から令和3年8月までのいずれか一月)の売上」に比べて50%以上減少していること

### (必要書類)

- ・ 補助金交付申請書兼請求書(「2 要件確認」の「(2) 新規創業者」の欄に記入)
- ・ 法人は履歴事項全部証明書の写し
- ・ 個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し
- ・ 対象月(令和2年9月から令和3年8月までのいずれかの一月)の売上が確認できる書類
- ・ 売上が対象月比で50%以上減少した月(令和3年7月・8月・9月のいずれかの一月)の売上がわかる書類
- ・ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る)  
※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページの写し)

受付期間：令和3年11月1日(月)から令和3年12月31日(金)まで(消印有効)

申請方法：必要書類を「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送

〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

※新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から必ず郵送で申請ください。

※封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※ 「補助金交付申請書兼請求書」の様式は、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」からダウンロードのうえ、記入してください。

※ ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工會議所でも様式を配布しています。

詳しくは、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」をご確認ください。

<https://yamagata-insyoku-shien.jp>



## ◆新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ◆

### 山形県テイクアウト・デリバリー等支援事業のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けている、県内で飲食店を経営する事業者が、飲食店営業の経験を生かした新サービス(テイクアウトやデリバリー等)を展開することによって自らの活路を見出すような前向きな取組みを支援いたします。

#### 対象事業者

- 県内において飲食店を営む中小法人・個人事業主(その住所が県内にある者)
- 令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症を契機として新サービスを展開した、または展開しようとする事業者

#### 補助額

※1事業者あたり

補助対象経費の3分の2以内の額 補助上限額 60万円

#### 対象経費

- 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの対象期間に、テイクアウトやデリバリー、キッチンカーでの移動販売などの新サービスを展開した、または展開しようとする場合の経費を補助

(例示)

- ・印刷物の作成に要する経費
- ・広告の掲載等に要する経費
- ・消耗品、備品の購入に要する経費
- ・委託に要する経費
- ・店舗の改修に要する経費
- ・会場または備品の借上げなどに要する経費

※対象経費の詳細は裏面をご覧ください。

#### 必要書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画(実績)書
- ③ 補助対象経費内訳(実績)書
- ④ 申請額の算定根拠が分かる資料(領収書等)
- ⑤ 飲食店営業許可証の写し
- ⑥ その他、事務局が求める書類

※必要書類の詳細は交付要綱をご覧ください。

お問い合わせ先

山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター

電話番号 0570-078-010

[受付時間]午前9:00～午後5:00(土・日・祝日除く)

## 補助対象経費

経費区分	補助対象経費
印刷物の作成に 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>メニュー表、チラシ、クーポン等の作成費用</li> </ul>
広告の掲載等に 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ作成及び改修費</li> <li>新聞、インターネット等への広告掲載費用</li> <li>外部掲載サイトへの掲載料及び月額利用料 (売上高、販売数量等に応じて支払うものを除く。)</li> </ul>
消耗品の購入等に 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器代、割り箸、手拭き、ビニール袋等の購入費</li> <li>上記以外の梱包資材の購入経費</li> </ul>
備品の購入等に 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷凍冷蔵設備、クーラーボックス、岡持ち、真空パック機等の購入費用</li> <li>のぼり、看板の制作購入費用</li> <li>宅配専用車両(自転車・バイク・キッチンカー等)の購入及び 宅配仕様への改造等の費用</li> <li>受注、決済等のシステムに必要なタブレット等の購入費 (受注、決済等システムに必要不可欠と認められるものに限る。)</li> <li>食品表示用ラベルプリンター等の購入費用</li> <li>その他、新サービスの展開に必要と認められる備品の購入費用</li> </ul>
委託に 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ等のデザイン委託、写真撮影、PR動画作成等</li> </ul>
店舗の改修に 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生管理に必要と認められる店舗等改修費</li> <li>新サービスの展開に必要な設備等設置費用</li> </ul>
会場又は備品の借上げに 要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗外で販売を行う場合の会場借上料 (機材使用料及び装飾費を含む。)</li> <li>新サービスの展開に必要な備品のレンタル・リース費</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配代行サービス利用に係る初期登録料</li> <li>受注、決済等のシステム導入に要する費用</li> </ul>

### 補助対象外経費

- 人件費
- 食材の原材料費
- 一般車両、PC等汎用性が高く、新サービス展開事業以外への利用が認められるもの
- 交際費・娛樂費等の新サービス展開事業に直接の関係性が認められないもの
- 新サービス展開事業に直接関連のない工事及び関連性を明確に証明できない工事  
(トイレのリフォーム工事、居住地、客席等と混同して行う工事等)
- リース・レンタルに付随する保険料等
- 車両の維持・管理・手数料  
(駐車料金、ガソリン代、車検費用等)
- 不動産賃貸料及び敷金
- 補助対象期間内における経費であること及びその支払いを証明できないもの
- 新サービス展開事業に使用した証明ができない経費
- 公的資金の使途として、社会通念上、不適切と認められる経費

受付期間：令和3年11月1日(月)から令和3年12月31日(金)まで(消印有効)

申請方法：必要書類を「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送

〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から必ず郵送で申請ください。

※封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※ 「補助金交付申請書兼請求書」の様式は、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」からダウンロードのうえ、記入してください。

※ ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式を配布しています。

詳しくは、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」をご確認ください。

<https://yamagata-insyoku-shien.jp>

